

岐阜県総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、岐阜県における総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の招集)

第2条 会議は、原則として年2回開催するものとする。

2 知事は、会議を招集しようとするときは、日時及び場所を示し、議題を添えて教育委員会に通知しなければならない。ただし、法第1条の4第1項第2号に掲げる緊急の場合はこの限りではない。

3 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、知事に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第3条 知事は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

2 教育委員会は、協議を行うに当たって必要があると思料するときは、知事に対し、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、教育委員会の同意の上、非公開とすることができる。

(議事録)

第5条 知事は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書きの規定の場合にあっては、議事録の全部又は一部を公表しないことができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局を清流の国推進部清流の国づくり政策課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において知事、教育委員会の双方の合意により別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。